

# 11月24日(日)は知事選挙・市長選挙に行こう!

選挙管理委員会 ☎823-9483

高知県知事選挙および高知市長選挙が行われます。投票時間は、鏡・土佐山地区は7時～18時、そのほかの地域は7時～20時です。

## 投票できる方

### 知事選挙・市長選挙

- 平成13年11月25日以前に生まれた方
- 令和元年8月16日までに高知市に転入の届け出し、引き続き居住している——のいずれにも該当する方

ただし、令和元年8月7日から8月16日までに転入の届け出をした方は11月15日までは知事選挙の期日前投票が高知市ではできませんのでご注意ください。

※仕事の都合等により、一時的に市外にお住まいの方は、不在者投票制度を利用できる場合があります。

## 投票所の変更

投票区	前回の投票所 (参議院議員通常選挙)	今回の投票所 (高知県知事・高知市長選挙)
16	朝倉総合市民会館	高知県立ふくし交流プラザ
32	高知県立高知ろう学校	高知理容美容専門学校

## 期日前投票

期日前投票所を市内18カ所に開設します。投票日当日に仕事や旅行に行かれる方は、ぜひご利用ください。

## 投票所入場券

投票所入場券は、11月7日(知事選挙の告示日)以降に郵送予定です。全ての世帯へ配布するまでに4日程かかります。期日前、当日ともに、入場券がなくても投票できます。

※知事選挙が無投票となった場合は、11月17日(市長選挙の告示日)以降に郵送します。

## 選挙公報をお届けします

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を、投票日前々日までに各家庭へお届けします。

また、高知県(知事選挙)、高知市(市長選挙)の選挙管理委員会のホームページでは電子版も掲載します。

## 県内での転出・転入と投票

知事選挙については、県内市町村間での転出入の場合、投票に行かれる日までに転出先の市町村に転入の届け出をしていれば、転出前の市町村で投票できる可能性があります。ただし、投票の際には、最寄りの市町村が発行する「引き続き県内に居住している旨の証明書」、または、投票所において引き続き県内に居住している旨の申し出が必要です。

市長選挙については、ご自身が投票される日までに市外に転出された方は投票できません。

## 郵便投票ができる方

身体に障がいや有する方などは、郵便により投票することができます。

また、お住まいの地域に関係なく、どの期日前投票所でも投票可能です。

場所	開設日時
選挙管理委員会	知事 11月 8日(金)～11月23日(土・祝)
	市長 11月18日(月)～11月23日(土・祝)
各ふれあいセンター(初月・一宮・高須・介良・大津・五台山・三里)、中山間地域構造改善センター、土佐山庁舎、春野公民館	知事 11月18日(月)～11月23日(土・祝)
	市長 11月18日(月)～11月23日(土・祝)
弥右衛門ふれあいセンター、自由民権記念館	知事 11月19日(火)～11月23日(土・祝)
イオンモール高知、イオン高知旭町店、フジグラン高知、サンシャインヴィアン	知事 11月19日(火)～11月23日(土・祝)
高知大学朝倉キャンパス	知事 11月21日(木)～11月22日(金)

詳しくは選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

# 市職員の給与等の状況を報告します

人事課 ☎823-9410

## 職員の給与の状況

職員の給与は給料と手当で構成され、民間企業との比較を基にした人事院からの改善勧告を参考に、国家公務員やほかの地方公共団体との均衡を図りながら決定されます。

給料は職務などに応じて分かれている給料表に定められており、手当は各項目の要件に該当する場合の額で、それぞれ市の条例に基づいて支給されています(下表「給与の仕組み」参照)。

なお、平成30年度一般会計決算の歳出に占める人件費の割合は、13.8%となっています。

## 給与・職員数の状況

市職員の給与等の状況などを掲載した「高知市人事行政の運営等の状況」は、人事課のホームページまたは情報公開・市民相談センター(本町仮庁舎1階)でもご覧いただけます。

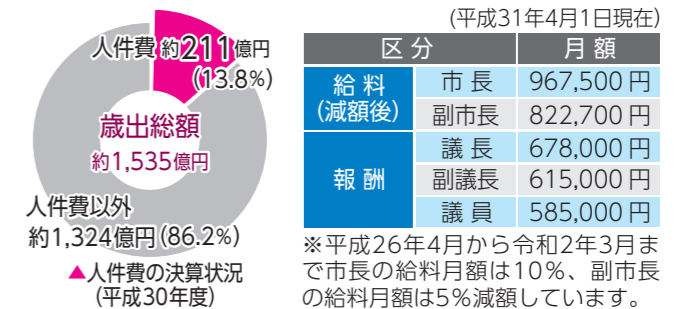
### 給与の仕組み

毎月決まって支給されるもの	給料	●職員1人当たりの平均給料月額 一般行政職員 321,986円(平均年齢42.3歳) 全職員 315,850円(平均年齢41.5歳)
	扶養手当	●配偶者・父母等6,500円 ※行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよびこれに相当するものについては3,500円 ●子10,000円 ※16～22歳の子1人につき5,000円加算
	住居手当	●借家等の家賃額に応じて最高27,000円
	通勤手当	●交通機関利用者は運賃に応じて最高55,000円 ●自動車等の交通用具利用者は距離に応じて最高31,600円
給されたときに支給されるもの	時間外勤務手当	●正規の勤務時間以外に勤務したときに支給 ※平成30年度は職員1人当たり月額33,947円支給
	特殊勤務手当	●著しく特殊な勤務に就いたときに支給 ※平成30年度は職員1人当たり月額3,088円支給
一定の時期に支給されるもの	期末勤労手当	●毎年6月・12月に支給【平成30年度支給割合】 ※職務の級等による加算措置20%以内 期末手当 2.60月分 勤労手当 標準 1.79月分
	退職手当	●退職時の勤続年数、退職理由等に応じて支給 区分 普通退職 勲奨退職 定年退職 勤続10年 5.022月分 一月分 8.37月分 勤続20年 19.6695 24.586875 24.586875 勤続30年 34.7355 40.80375 40.80375 勤続40年 39.7575 47.709 47.709

## 特別職の給与・報酬

市長・副市長の給料や市議会議員の報酬額は、高知市特別職報酬等審議会(学識経験者など市民10人で構成)から市長への勧告に基づき、市議会で決定されます。

市長・議長などの期末手当は、平成30年度は3.35カ月分で、加算措置については20%となっています。また、一般職員に支給されている勤労手当は支給されていません。



### 部門別職員数の状況

区分	職員数	対前年増減数	
一般行政部門	2,334人	2,351人	17人
特別行政部門	679人	689人	10人
普通会計	2,334人	2,351人	17人
公営企業等会計部門	377人	368人	▲9人
合計	2,711人	2,719人	8人

※▲はマイナス  
※職員数は県等からの派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員、定数外職員は除いています。

### 職制別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
一般職員等	部長	16人	0.6%
	副部長	28人	1.0%
	課長	91人	3.3%
	課長補佐	161人	5.9%
	主任	80人	2.9%
	係長	241人	8.9%
	主任	334人	12.3%
	主査・技査	238人	8.8%
	主査補・技査補	267人	9.8%
	主事・技師	284人	10.4%
技能労務職員		228人	8.4%
医療・教育職員		157人	5.8%
消防職員		364人	13.4%
企業職員		228人	8.4%
教育長・上下水道事業管理者		2人	0.1%
計		2,719人	100.0%